

## 県立舞子公園 撮影等に関する注意事項

1. 必ず事前に撮影等に関する詳細(県立舞子公園 撮影等申込書等)を舞子公園管理事務所に提出すること。  
概ね1週間後に撮影の可否について申込者へ連絡する。
2. 旧武藤山治邸・旧木下家住宅については、各館館長へ問合せの上、館毎に申請する。  
旧武藤山治邸 TEL:078-785-8610 旧木下家住宅 TEL:078-787-2050
3. 結婚式前撮りや家族写真等の個人の撮影で写真館やカメラマンを依頼する場合、必ず被写体の個人の方の住所氏名電話番号を記入すること。撮影場所は添付地図を参考にAからGで記入する。  
撮影内容によっては事前現地協議や条例等に基づいた「行為の許可申請」や「占用の許可申請」使用料等が必要となる場合がある。
4. 撮影等の際は準備前及撤去後に管理事務所へ報告すること。
5. 公園内は一般来園者の利用が原則となっており、一般来園者を排除したりするなど迷惑となるような撮影はしないこと。
6. 施設、樹木その他の工作物に手を加えないこと。
7. 電源、水道、更衣室等は原則として提供しない。
8. 実施日が延期または中止となる場合は早急に管理事務所まで連絡すること。
9. 撮影等を行う場合に公園管理者が立ち会い・状況確認等を行う場合があり、撮影の方法や内容が不適切であると公園管理者が判断したときは、直ちに撮影を中止する場合がある。
10. 撮影が原因で施設・工作物等への損害を生じた場合や、撮影に係る事故等が生じた場合は、すべて申込者がその責を負う。(施設等の復旧・修繕の時期・工法・業者に関しては舞子公園管理事務所の指示に従う)こと。
11. 撮影等により生じた個人情報保護法及び著作権法上の問題は、すべて申込者が責を負うこと。
12. その他の禁止行為
  - ・公序良俗に反する撮影
  - ・公園管理運営上支障となる撮影
  - ・花火、バーベキュー等火気の使用または火気使用シーンの撮影
  - ・車両の乗り入れシーンの撮影
  - ・大音響での撮影
  - ・動物の放し飼いやスケートボード類に関する撮影等

舞子公園管理事務所

〒655-0047 神戸市垂水区東舞子町 2051 番地

TEL : 078-785-5090 FAX : 078-785-5109

Mail : info\_maiko@hyogopark.com